

特定化学物質へのコバルト追加指定とその対応について

労働安全衛生法施行令等において、「コバルトおよびその無機化合物」が特定化学物質の第2類に追加されております。

つきましては、法令の主な内容とこれに伴う弊社の対応について以下にお知らせ致します。

記

1. 法令の主な内容

労働安全衛生法施行令及び関連する労働安全衛生規則について、「コバルト及びその無機化合物」が特定化学物質の第2類物質として追加されております。

これに伴い、コバルト(以下、Co と表記します)を含有する物質については対応が必要となりました。詳細につきましては、厚生労働省のホームページ(HP)をご参照下さい。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei48/index.html>

2. 弊社の対応

弊社納入製品につきましては、「Co を 0.1 %以上含有する製品」及び「Co を 1%を超えて含有する製品」に関し、原則、コバルトの含有に関するコメントを材料試験成績表へ記載致します。

但し、仕入先様により対応方法が様々であり(安全データシート添付、ミルシートへの含有記載、ホームページでの通知等)、仕入先各社様の対応に準じた弊社対応になる場合も御座いますので、ご了承下さい。

また、製品の安全性につきましては、安全データシート(SDS)をご参照ください。安全データシート(SDS)をご希望のお取引先様は、弊社営業担当者までご連絡ください。

以上